

Capital Markets Newsletter

2025 年 8 月 19 日

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 「中間論点整理」の主要ポイント

執筆者: [田井中 克之](#)、[宮田 俊](#)、[時田 龍太郎](#)、[早水 優介](#)、[深見 瑞](#)、[櫛田 翔太](#)

- I. はじめに
- II. 本中間論点整理の主要ポイント: 開示の高度化と保証の拡大
- III. 今後の法改正に向けた実務上の留意点
- IV. おわりに

I. はじめに

2025 年 7 月 17 日、金融審議会は「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」(以下「本中間論点整理」といいます。)を公表しました。

本中間論点整理は、サステナビリティ情報の開示と保証の法定化やそのスケジュールを含め、さらなる開示の質の向上と保証の拡大に向けた議論の方向性が示された重要なマイルストーンといえます。

本ニュースレターでは、本中間論点整理の主要なポイントを概観するとともに、その内容がサステナビリティ開示実務に与える影響と、今後の準備を進める上での実務上の留意点について解説します。

II. 本中間論点整理の主要ポイント: 開示の高度化と保証の拡大

1. 背景と目的

近年、世界の様々な国や地域においてサステナビリティ開示基準の策定・公表が進み¹、また、サステナビリティ

¹ 2023 年 6 月、国際会計基準財団(IFRS 財団)が設置した国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、サステナビリティ関連の情報開示に関する包括的なグローバル・ベースラインとして「全般的な開示要求事項(S1 基準)」及び「気候関連開示(S2 基準)」(以下、これらを総称して「ISSB 基準」といいます。)を公表しました。また、EU では 2023 年 1 月に企業サステナビリティ開示指令(CSRD)が発効し、企業規模に応じて段階的に欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に基づく開示が求められることになっております。米国においても、州単位ではあるものの、カリフォルニア州では一定の範囲の法人に対して、2026 年以降に気候関連情報の段階的な情報開示を義務付ける法律が成立し、ニューヨーク州でも同様の法案が審議されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

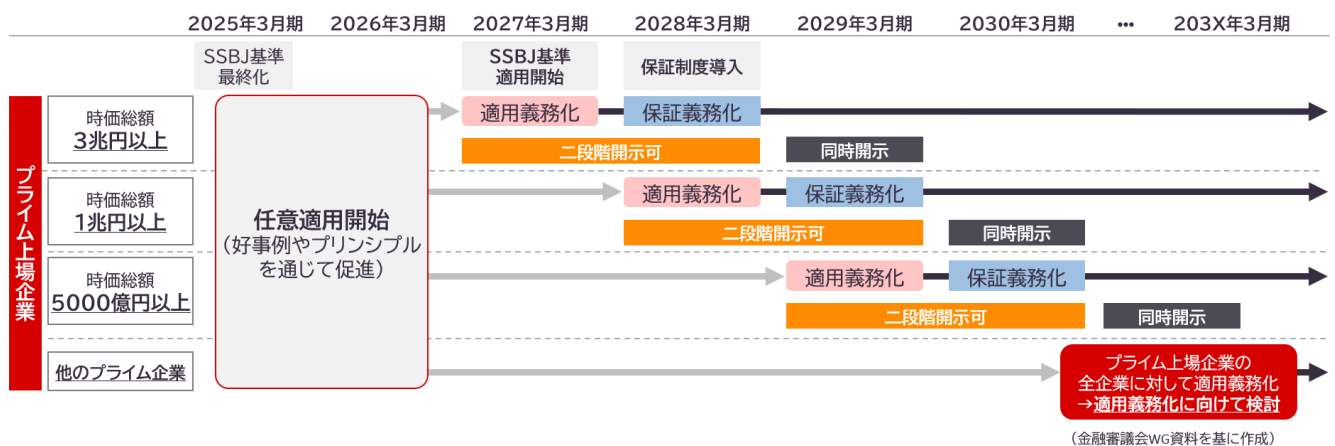
情報の信頼性確保の観点から第三者保証の制度についても整備が進んでいます²。

これらの状況を踏まえ、本 WG では、日本のサステナビリティ開示基準の設定主体であるサステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」といいます。)³の定めた「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「SSBJ 適用基準」といいます。)⁴、「一般開示基準」及び「気候関連開示基準」の 3 つの基準(以下、これらを総称して「SSBJ 基準³」)を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した情報開示を求めることと、当該情報に対する第三者保証制度を導入することにつき審議がなされました。

2. ロードマップ

(1) 適用時期:株式時価総額に応じて 2027 年 3 月期から順次適用

サステナビリティ開示基準の適用及び第三者保証の義務化について、本 WG では東京証券取引所プライム市場に上場する企業(以下「プライム上場企業」といいます。)⁵の全部又は一部を対象として求めていくことについて議論した上で、本中間論点整理では以下の図のとおりロードマップが示されました⁴。



特筆すべき点として、本 WG における初期の議論では、東京証券取引所プライム市場に上場する全てのプライム上場企業にサステナビリティ開示基準の適用及び第三者保証を義務化することが検討されていたところ、本中間論点整理においては、株式時価総額が 5,000 億円未満のプライム上場企業については「企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、数年後を目途に結論を出すことが適当である」とトーンダウンしている点が挙げられます。

なお、株式時価総額の算定方法については、流通市場における株式時価総額の過去 5 年間の平均によって決定するという ISSB の考え方を参考にしつつ、プライム市場上場後 5 年を経過していない場合、組織再編があっ

² CSRD がサステナビリティ開示基準に基づく開示義務と同一のタイミングでの第三者保証を義務付けているほか、2024 年 11 月以降、国際サステナビリティ保証基準や国際サステナビリティ倫理・独立性基準が公表されています。

³ SSBJ 基準は、ISSB より、ISSB 基準との間で機能的な整合性が確保されている旨確認されています(https://www.ssbj.jp/jp/news_release/402639.html)。

⁴ なお、プライム上場企業以外の企業が SSBJ 基準を任意適用することは妨げられるものではなく、事業内容や株主構成等に鑑みて、準備に要するコストを勘案してもサステナビリティ情報開示を積極的に行うことが適当である場合も十分に考えられます。

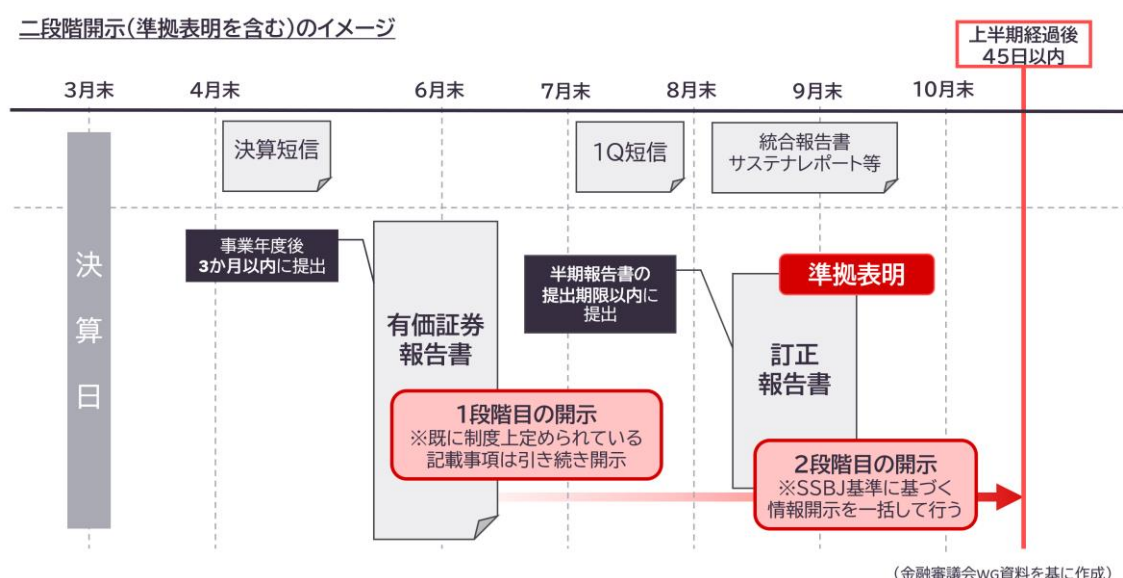
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

た場合、5 事業年度の株式時価総額の平均値が 5,000 億円を下回った場合等においても的確に対応できるよう、金融庁において検討が行われる見込みです。

(2) 経過措置としての「二段階開示」：適用開始から 2 年間

「二段階開示」とは、本来は有価証券報告書に記載すべきサステナビリティ関連情報について、有価証券報告書の提出期限までに開示の準備が間に合わない場合、かかる情報を含めずに有価証券報告書を提出した上で、後日改めてサステナビリティ関連情報の開示を行う、というものです。本中間論点整理では、SSBJ 基準に準拠した情報開示を行うにあたって、対象企業において必要となる対応状況の把握やリソース確保等に係る負担に配慮し、法令上の経過措置としてかかる二段階開示を導入するとの方針に基づく議論が行われ、二段階目の開示は有価証券報告書の訂正報告書として行うことが適当とされました⁵。

上記を踏まえると、3 月末決算の会社を例にした場合、以下の図のスケジュールによる開示が想定されます。なお、二段階開示は、SSBJ 基準の適用開始から 2 年間に限って許容される見込みです。



なお、すでに有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「従業員の状況」の項目において記載が義務化されているサステナビリティ情報については、二段階開示を適用する場合においても一段階目の有価証券報告書において開示する必要があります。ただし、SSBJ 基準に準拠している旨の表明(いわゆる準拠表明)は、サステナビリティ開示基準の全ての定めに従った上で明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明する必要があるため⁶、二段階目の開示、すなわち有価証券報告書の訂正報告書においてなされることが考えられます。

⁵ 本中間論点整理では、二段階目の開示の方法について、半期報告書の利用も検討されましたが、半期報告書はあくまで中間会計期間の末日又はその提出日時点の状況を記載するものであり、有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものがあると認めるときに提出するとされている有価証券報告書の訂正報告書がより制度的な整合性が認められると整理されています。

⁶ SSBJ 適用基準 79 項

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

3. サステナビリティ情報の開示

(1) サステナビリティ情報の開示

今後の日本企業によるサステナビリティ情報の開示につき、本 WG では、国内外の投資家の評価やグローバル企業の各国における開示に係る実務負担の軽減の観点から、国際的な比較可能性を確保するため、国際的なベースラインとなる ISSB 基準と機能的な整合性が確保された SBBJ 基準を、金融商品取引法令において要求されるサステナビリティ開示基準に取り込み、当該 SBBJ 基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当であるとされました。

(2) SBBJ 基準の適用に伴う環境整備

ア 有価証券報告書の提出期限延長:事業年度経過後 4 か月に延長?

SSBJ 基準が適用され、サステナビリティ情報も有価証券報告書に記載して開示することが必要になると、特に二段階開示の適用期間経過後は、同時に開示準備の対応を迫られる項目が増えることになります。また、サステナビリティ情報の第三者保証にあたり、監査法人がその担い手となる場合⁷、財務諸表の監査業務を行う時期にサステナビリティ情報の保証業務が加わり、負担が増すことが想定されます。そのため、有価証券報告書の提出期限について、現行制度上は事業年度経過後 3 か月以内とされているところ、その後ろ倒しにつき議論されています。

この点につき、諸外国の年次報告書の公表期限⁸を参考に、事業年度経過後 4 か月以内に延長するべきとの意見があります。一方で、海外企業と比較してサステナビリティ情報の開示が遅れるのではないかと懸念⁹や財務情報の開示の遅れに対する投資者の抵抗等も指摘されています。

このような議論を踏まえて、引き続き検討を行い、本年中を目途に、本 WG にて結論を出すことが適当とされています。

イ 海外での開示情報の国内での取り扱い:臨時報告書で日本でも開示

本 WG では、日本企業が海外でサステナビリティ情報の開示を行った場合の日本における情報開示のあり方について、情報開示自体の要否をはじめ、開示内容、開示の要件等について議論が行われました。

日本の投資家が、日本企業の海外におけるサステナビリティ開示についての情報を得られるようにし、また、当該情報を入手できるタイミングが海外投資家に比して遅れないようにすることで情報の公平な開示を図る観点からは、我が国において臨時報告書での情報開示を求めることは一定の有用性が認められるところですが、企業負担とのバランスに鑑み、臨時報告書における開示の枠組みについては次のように整理するのが適当とされています。

⁷ 第三者保証の主体が監査法人となるかについても本 WG において引き続き検討することとされています。詳細は下記 4.をご参照ください。

⁸ 英、独、仏の公表期限は、事業年度経過後 4 か月以内とされています。

⁹ EU では、株式時価総額 3 兆円以上に相当する上場企業のうちのほぼ全てが事業年度経過後 3 か月以内に第三者保証付きで CSRD に基づく情報開示を実施している実態があると指摘されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

【海外でのサステナビリティ情報の臨時報告書における開示の枠組み】

議論された事項	本中間論点整理における結論
提出義務者	有価証券報告書において SSBJ 基準に準拠した開示を行っていない者
提出事由	連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合
開示内容	① 海外のサステナビリティ開示基準に基づき連結ベースでの開示を行った旨 ② 開示を行っている場所(ウェブサイトへの URL 等が想定される) ③ 第三者保証を受けている場合にはその旨 ④ 保証業務の提供者の名称

ウ 親会社が所在する第三国(日本)の法令に基づきオーソリゼーションを受けた保証業務の提供者による第三者保証の制度枠組み:継続検討

EU においては、日本企業を含む EU 域外の一定規模以上の企業に対しても、2028 会計年度(3 月決算企業であれば 2029 年 3 月期)から、CSRD に基づく第三者保証付きのサステナビリティ情報開示が求められます。そして、CSRD では、連結ベースでの第三者保証付きの開示を行うことで、単体ベースでの第三者保証付きの開示義務の免除を受けることができるとされていることから、CSRD の適用対象となる子会社を有する日本企業でも 2027 会計年度(3 月決算企業であれば 2028 年 3 月期)から連結ベースでの第三者保証付開示をし、免除申請を行うことが想定されます。

免除を受けるためには、親会社所在国の法令に基づきオーソリゼーションを受けた保証業務の提供者による第三者保証を受ける必要があるところ、免除申請が行われる 2027 会計年度に係る開示の時期までに、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者が存在していなければ、別途、暫定的な制度対応として、一定の保証業務の提供者を法令上指定する枠組みを整備することが必要となります。かかる枠組みの要否やその具体的内容については、日本に親会社が存在する企業のニーズ等の観点から必要性を見極めた上で、金融庁において検討が行われる見込みです。

エ SSBJ 基準の適用状況等の開示:各企業が有価証券報告書に記載

本 WG では、各企業の有価証券報告書における SSBJ 基準の適用状況や第三者保証の実施状況の差異により投資に混乱が生じないように、各企業が有価証券報告書を提出する際には、SSBJ 基準と経過措置の適用状況や第三者保証の実施状況といったステータスの開示を求めることが適当とされております。

SSBJ 基準の定めのとおり準拠した開示のうち、有価証券報告書において行われる開示が「適用」と表現され、さらに、「適用」は、SSBJ 基準の適用対象企業が、SSBJ 基準に基づく開示を法令上定められた時期に行う「強制適用」、法令上定められた時期より早期に開示を行う「早期適用」、SSBJ 基準の適用対象外企業が SSBJ 基準に基づいて開示を行う「任意適用」の 3 つに区分されます。ステータスに係る用語の整理は下表のとおりです。

【用語の整理】

	開示媒体	開示主体	開示時期	SSBJ 基準との関係
強制適用	有価証券報告書	適用対象企業 ¹⁰	法令上の適用時期	全ての定めに準拠
早期適用	有価証券報告書	適用対象企業	法令上の適用時期より 早期	全ての定めに準拠
任意適用	有価証券報告書	適用対象外企業	—	全ての定めに準拠
任意開示	有価証券報告書	—	—	部分的に基準を参照
任意開示	統合報告書等	—	—	全ての定めに準拠 ／部分的に基準を参照

オ 見積り情報の訂正の要否:確定値が判明しても訂正を要するわけではない

サステナビリティ情報は、例えば GHG 排出量等に関する情報もあり、これらの数値は、有価証券報告書提出段階では見積りによって算出されることもあります。見積りによる GHG 排出量の算定は、例えば「活動量」×「排出係数」×「地球温暖化係数」の算式によって行うものとされる¹¹ことがあります。事業年度のうち一部の期間の「活動量」の測定については概算で行うことが想定され、有価証券報告書の提出段階では確定値でないケースも多くなります。

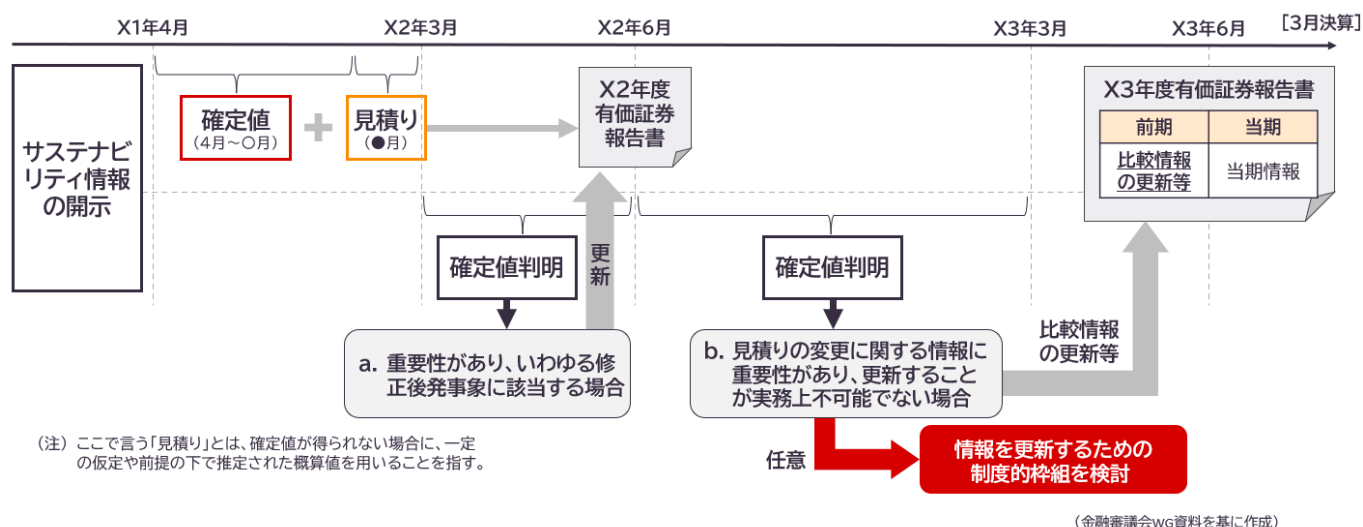
本 WG では、概算部分の確定値が有価証券報告書の提出後に判明したときにも、訂正報告書の提出が必要となるわけではないという基本的な考え方が確認されています。他方で、投資家向けに早期に確定値の更新を行いたい企業のニーズにも配慮し、金融庁において、半期報告書等を利用した自主的な開示の枠組みを検討するべきであるとの意見があり、引き続き自主的な開示の方法については注視が必要です。

¹⁰ 株式時価総額 5,000 億円以上のプライム上場企業

¹¹ 温室効果ガス排出の測定方法について、「直接測定」の方法ではなく「見積り」の方法を用いる場合の算定の詳細については SSBJ ハンドブック(https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250630_08.pdf)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.



(3) 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方:委縮効果を避ける工夫を引き続き検討

ア サステナビリティ情報に係るセーフハーバーの整備

前述のとおり、本WGにおいてはSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当と議論されています。SSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して「重要性がある」情報を開示することとされています。

この点、金融商品取引法上、法定開示書類である有価証券報告書において、重要な事項について虚偽の記載があったり、記載すべき重要な事項の記載が欠けていたり、誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている等の場合(以下「虚偽記載等」といいます。))には、損害賠償責任や課徴金責任、刑事責任の対象になる可能性があります¹²が、サステナビリティ情報は、財務情報と比較して相対的に不確実性が高いという特性を有しています。この特性を踏まえ、虚偽記載等に対する企業の責任を明確化するためにセーフハーバーの整備が検討されています¹³。

具体的には、本WGにおいて、サステナビリティ情報のうち企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りの情報開示が求められるScope 3 GHG排出量に関する情報については金融庁において開示ガイドラインの改正を行うべきとされ、さらにセーフハーバーの内容・適用要件、適用範囲¹⁴及び効果等について今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論を行うこととされており、開示ガイドラインのみならず法律改正も視野に入れて検討することが示唆されています。

¹² 金融商品取引法 21 条の 2、172 条の 4 第 1 項、197 条 1 項 1 号・207 条 1 項 1 号等

¹³ なお、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」5-16-2 及び 24-10 においては、有価証券報告書の「事業の状況等」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないとしています。

¹⁴ 適用範囲を Scope3 GHG 排出量に関する情報に限らず、サステナビリティ情報全体や将来情報、バリューチェーン情報等に対象範囲を広げる可能性についても示唆されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

イ 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備

(i) 確認書の記載事項

上場会社等が有価証券報告書を開示する際に併せて提出・開示することが求められる経営者等が作成する確認書¹⁵の記載事項について、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することについて議論が行われましたが、上記の新設されるディスクロージャーワーキング・グループにて引き続き検討することが望ましいとされています。

(ii) 有価証券報告書の記載事項

また、有価証券報告書の記載事項については以下の事項の記載を求めることについて議論がなされています。以下の事項については、責任の範囲の明確化と共に、投資家にとっても、サステナビリティ情報の信頼性を判断する上で有用と考えられる情報として、改めて情報の有用性や機密性に留意しつつ、必要な制度整備を行うことが適当であるとされています。

- (a) 将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から提供を受けた情報等(以下「将来情報等」といいます。)を含む記載箇所を特定した上で、これらの情報が含まれる旨
- (b) 開示された将来情報等が、事後的に異なるものとなる可能性がある事項については、その旨及び要因
- (c) 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程
- (d) 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続
- (e) データ・プロバイダー¹⁶から入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨、当該プロバイダーの名称

4. サステナビリティ情報に係る第三者保証制度の導入

本WGにおいては、サステナビリティ情報の信頼性を確保するための第三者保証の制度を導入することについても検討されています。

(1) 第三者保証の範囲:まずは Scope 1 及び Scope 2

企業の対応可能性と保証の必要性の観点から保証制度の適用開始時期から 2 年間は、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope 1 及び Scope 2 GHG 排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に対する保証を義務付けることとし、3 年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当であるとされています。

¹⁵ 金融商品取引法 24 条の 4 の 2

¹⁶ 例えば、Scope 3 GHG 排出量の測定における 2 次データ(バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ)として業界平均、統計データ等を報告企業に提供する者とされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(2) 保証の水準:限定的保証にとどめる

一般的に、サステナビリティ情報に対する保証の水準については、限定的保証¹⁷と合理的保証¹⁸があるとされていますが、現在の Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量の開示に係る任意の保証実務における保証報告書等には限定的保証業務である旨が記載されているところ、企業に過度な負担を課すことのないよう保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当であるとされています。

(3) 保証の担い手:引き続き検討

本 WG では、監査法人以外の者も保証を提供できるような制度を構築することが考えられるとしつつ、第三者保証に係る制度設計を行うに当たっては、その属性にかかわらず、同一の法規制上の責任等が求められるようにすべきであり、また、国際的にも認められる水準の品質管理や職業倫理が確保されるべきとしています。この点については、専門グループにおいて登録制度(登録要件)、業務制限(義務・責任)、保証基準(倫理・独立性)及び自主規制機関(検査・監督)等の論点について議論がされる等していましたが¹⁹、本 WG において引き続き検討し、本年度中に本 WG で結論を出すことが適当としています²⁰。

¹⁷ ISSA5000 において、限定的保証とは、業務実施者が、業務リスクを業務の状況において許容可能な水準まで減少させるが、合理的保証業務より業務リスクが高い保証業務をいうとされています。

¹⁸ ISSA5000 において、合理的保証とは、業務実施者が、その結論の基礎として、業務リスクを業務の状況において許容可能な低い水準に減少させる保証業務をいうとされています。

¹⁹ [2025 年 5 月 27 日付金融審議会サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ\(第 4 回\)事務局説明資料](#)

²⁰ この点に関連して、2025 年 7 月 17 日付で、日本公認会計士協会のサステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会から「サステナビリティ情報開示・保証のあるべき姿の検討ーサステナビリティ情報の信頼性確保に向けてー」、サステナビリティ能力開発協議会から「JICPA サステナビリティ専門プログラムの開始に向けて」の報告書が公開されており、公認会計士が中心的に第三者保証業務を担っていく意向が窺われます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

登録制度 登録要件	WG	- 保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む） - サステナビリティ保証業務を公正かつ確に遂行するに足る体制整備	
	専門G	業務を公正かつ確に遂行するための業務管理体制（品質管理体制、人的体制） （品質管理体制） - 品質管理体制の確保（品質管理部門又は主として従事する者の設置など） - 業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制整備 （人的体制） - 適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置 - 従事者の教育研修に関する方針及び手続を定めること - 業務執行責任者（サイナー）は、公認会計士として登録されていること（又はこれに準ずること）及びサステナビリティ開示・保証に関する研修を受講すること	
業務制限 義務・責任	WG	監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの	
	専門G	- 守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な義務・責任等 - 保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討（作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討）	
保証基準 倫理・独立性	WG	国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成	
	専門G	- サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする。 - 国際的な品質管理基準であるISO9001と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する。 - サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESBAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする。	
自主規制機関 検査・監督	WG	監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの	
	専門G	考え方	- 今後、開示・保証実務が蓄積され、それに応じて柔軟かつ機動的な対応を 自主規制機関に期待される役割 行っていくうえで、実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点を持つ自主規制を活用することが、サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資すると考えられる。 - 自主規制としての役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが期待される。

自主規制機関に期待される役割

- 保証業務の質の維持・向上
- 従事者の知識・能力の向上
- 従事者における高い倫理観の醸成・保持

5. 今後の方向性

本 WG において前述のように賛同が得られている①開示基準の適用開始時期、②第三者保証制度の導入時期及び③第三保証制度導入当初の保証範囲の事項等においては、関係者において必要な取組を進めていくことが期待されるとされ、金融庁においては、SSBJ 基準を法令上の枠組みの中で位置付けた上で、SSBJ 基準に基づく開示を義務付ける等、必要な制度的対応について検討を進めるべきであるとされています。

一方で、本 WG において未決となった事項である①株式時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業に係る開示基準の適用時期、②有価証券報告書の提出期限延長、③虚偽記載等に係るセーフハーバー等の整備及び④保証の担い手等は本年度中を目途に取りまとめを行うべく、引き続き検討を行っていくとされています。

Ⅲ. 今後の法改正に向けた実務上の留意点

今後予定されている上記の改正に対応するためには、単なるサステナビリティ情報の開示の準備にとどまらず、下記のような抜本的な体制の整備・強化が不可欠と思われます。

1. 経営戦略への統合

サステナビリティは、企業の長期的な成長と競争力強化につながる重要な要素であり、その取組は取締役会レベルで積極的に議論されるべきテーマといえます。経営層が明確なコミットメントを示し、全社的な推進体制を構築することで、サステナビリティへの取組は単なるコストではなく、新たな価値創造の機会へと変わるといえます。サステナビリティ情報についても、単に「開示のため」と捉えるのではなく、経営戦略・事業戦略に十分に組み込むことが重要と思われます。

2. データ基盤・内部統制の整備

信頼性の高いサステナビリティ情報を開示するためには、その元となるデータの正確性と信頼性が不可欠です。特に、サプライチェーン全体にわたる GHG 排出量 (Scope 3) の算定は、多くの企業にとって大きな課題となります。正確なデータを効率的に収集・管理できる体制の構築を図るとともに、開示情報に係る内部統制の整備・運用も進める必要があります。

3. 情報開示体制の強化

開示情報の一貫性と信頼性を高めるためには、IR 部門、経理部門、サステナビリティ部門といった関係部署間と事業部門との連携強化が不可欠といえます。各部門がそれぞれの専門性を活かし、緊密に連携して開示情報を精査することが重要です。また、企業としてどのような方針で情報開示を行うかを明確にし、開示情報のレビュープロセスを厳格化する必要があります。さらに、将来予測を含む情報の開示にあたっては、関連するリスクを適切に評価し、必要に応じて免責規定を検討しておくことも重要となります。

4. 保証への対応

将来的にサステナビリティ情報の開示に保証が義務付けられる可能性を見据え、早めの準備が求められます。まずは、専門家と連携し、相談できる体制を整えておくことが肝要といえます。また、第三者による保証をスムーズに進めるためにも、GHG 排出量等の算定方法やデータ収集プロセスについて、高い透明性を確保することが不可欠です。専門家の視点を取り入れながら、保証を見据えた体制を着実に構築していくことが重要です。

IV. おわりに

サステナビリティ開示は、単に義務的な情報を羅列する「量」のフェーズから、企業価値の向上に資する「質」の高い戦略的な開示へと進もうとしています。開示を通じて自社の強みや成長機会を明確に伝え、投資家や社会との対話を深めることが、企業に求められているといえます。

金融庁は、本中間論点整理を踏まえ、今後の制度改正に向けた具体的な動きを加速させると見込まれます。企業は、これらの動向を注視し、早期から対応を検討していくことが重要です。

当事務所は、サステナビリティ開示、ガバナンス体制の構築、内部統制の整備等、多岐にわたる分野で企業のサステナビリティ推進を強力にサポートしています。本中間論点整理の分析から、各社固有の開示戦略の検討、そして保証を見据えた内部統制体制の構築支援まで、どうぞお気軽にお問い合わせください。